



2023年2月14日

各 位

会 社 名 三 光 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 井 正 和
(コード番号 7922)
問 合 せ 先 責 任 者 取 締 役 阿 部 雅 弘
執 行 役 員
(電話番号 03-3403-8134)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2023年2月14日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2023年3月6日
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 98,900株
(3) 処分価額	1株につき340円
(4) 処分総額	33,626,000円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による通知書の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的および理由

当社は、2023年2月14日付の取締役会において当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的に株式付与E S O P信託（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議しました。（本制度の概要につきましては、2023年2月14日に開示いたしました『株式付与E S O P信託』の導入に関するお知らせ）をご参照ください。）

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（本制度に関して三菱UFJ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託（以下、「本信託」といいます。）の受託者たる三菱UFJ信託銀行株式会社の共同受託者）に設定される株式付与E S O P信託口に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものです。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に従業員に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付および給付を行うと見込まれる株式数であり、2022年12月31日現在の発行済株式総数7,378,800株に対し1.34%（小数点第3位を四捨五入、2022年12月31日現在の総議決権個数61,897個に対する割合1.60%）となります。

【本信託契約の概要】

①名称	株式付与E S O P信託
②委託者	当社
③受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
④受益者	従業員のうち受益者要件を充足する者
⑤信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定
⑥信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
⑦信託契約日	2023年3月1日 (予定)
⑧金銭を信託する日	2023年3月1日 (予定)
⑧信託の期間	2023年3月1日～2026年8月31日 (予定)

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、直近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日までの1か月間 (2023年1月16日から2023年2月13日) の株式会社東京証券取引所 (以下、「東京証券取引所」といいます。) における当社株式の終値の平均値である340円 (円未満切捨て) としております。

取締役会決議日の直前営業日1か月間の当社株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という標準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響などを排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、処分価額340円については、取締役会決議日の直前営業日 (2023年2月13日) の当社株式の終値354円に対して96.05% (ディスカウント率3.95%) を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間 (2022年11月14日から2023年2月13日まで) の当社株式の終値の平均値である342円 (円未満切捨て) に対して99.42% (ディスカウント率0.58%) を乗じた額、あるいは同直近6か月間 (2022年8月15日から2023年2月13日まで) の当社株式の終値の平均値である349円 (円未満切捨て) に対して97.42% (ディスカウント率2.58%) を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会 (社外取締役2名を含む3名で構成) は、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上